

東大阪市職員特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件

東大阪市職員特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 2 7 日 提出

東大阪市長 野 田 義 和

東大阪市職員特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

東大阪市職員特殊勤務手当に関する条例（平成19年東大阪市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

（12） 建築主事業務手当

第15条の次に次の1条を加える。

（建築主事業務手当）

第15条の2 建築主事業務手当は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第4条第6項の規定により建築主事に任命されている職員が、同法その他の法令に基づく建築主事の業務に従事した場合に支給する。

2 建築主事業務手当の額は、前項に規定する業務に従事した日1日につき500円とする。

第19条第1項中「第3条から第17条までに規定する」を「その日額として定める」に改め、同条第3項中「第3条から第15条までに規定する」を「その月額として定める」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

東大阪市職員特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(手当の種類)</p> <p>第2条 手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p><u>(12) 建築主事業務手当</u></p> <p><u>(13) (略)</u></p> <p><u>(建築主事業務手当)</u></p> <p><u>第15条の2 建築主事業務手当は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第4条第6項の規定により建築主事に任命されている職員が、同法その他の法令に基づく建築主事の業務に従事した場合に支給する。</u></p> <p><u>2 建築主事業務手当の額は、前項に規定する業務に従事した日1日につき500円とする。</u></p> <p>(手当の額の特例)</p> <p>第19条 職員が手当の額が日額をもって定められている業</p>	<p>(手当の種類)</p> <p>第2条 手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p><u>(12) (略)</u></p> <p>(手当の額の特例)</p> <p>第19条 職員が手当の額が日額をもって定められている業</p>

務又は作業に従事した場合において、当該業務又は作業に従事した時間が1日について1時間以上3時間未満であるときの手当の額は、その日額として定める額に100分の50を乗じて得た額とし、1日について1時間未満であるときは手当を支給しない。

2 (略)

3 前項の日割計算は、その月額として定める額に特殊勤務従事日の数を乗じて得た額を21で除して行うものとする。

務又は作業に従事した場合において、当該業務又は作業に従事した時間が1日について1時間以上3時間未満であるときの手当の額は、第3条から第17条までに規定する額に100分の50を乗じて得た額とし、1日について1時間未満であるときは手当を支給しない。

2 (略)

3 前項の日割計算は、第3条から第15条までに規定する額に特殊勤務従事日の数を乗じて得た額を21で除して行うものとする。